

公益財団法人とくしまコミュニティ財団

プロジェクト指定基金助成プログラム募集要項

1 趣旨

公益財団法人とくしまコミュニティ財団は、徳島県内の地域課題の解決に取り組む団体を、寄付を通じて応援する仕組みとして「プロジェクト指定基金助成プログラム」を実施します。

本プログラムは、あらかじめ決まった財源から助成を行う一般的な助成金とは異なり、選考により採択されたプロジェクトについて、当財団と採択団体が協力して寄付を募集し、集まった寄付金を原資として助成金を交付するものです。

採択団体は、寄付募集を通じて、事業実施に必要な資金を集めるだけでなく、活動の意義を社会に伝え、寄付者、協力者、企業、地域住民など多様な応援者とのつながりを広げることができます。

また、本プログラムでは、寄付募集や情報発信の過程を通じて、団体のファンドレイジング力、広報力、事業説明力、組織基盤の強化につなげることを目指します。

2 本プログラムの目的

本プログラムは、次のことを目的として実施します。

- 1) 徳島県内の地域課題解決に取り組む団体の活動を支えること
- 2) 地域に必要なプロジェクトを社会に広く発信し、寄付を通じた応援の輪を広げること
- 3) 採択団体の資金調達力、情報発信力、組織運営力の向上を支援すること
- 4) 寄付者と地域活動団体をつなぎ、徳島県内に寄付文化を育てること
- 5) 地域課題を「見える化」し、多様な主体が支え合う仕組みをつくること

3 本プログラムの特徴

本プログラムには、次のような特徴があります。

- 1) 採択されたプロジェクトごとに、寄付募集を行います
- 2) 寄付者は、応援したいプロジェクトを指定して寄付することができます
- 3) 寄付者は所得控除を受けることができます
- 4) 当財団が寄付を受け入れ、管理し、集まった寄付金を原資として助成金を採択団体へ交付します
- 5) 採択団体は、当財団と協力しながら、寄付募集に主体的に取り組めます
- 6) 当財団は、寄付募集ページの作成、寄付受付、領収書発行等を行います
- 7) 採択団体は、寄付募集を通じて、活動への理解者や応援者を増やすことができます
- 8) 採択団体は、必要に応じて、寄付募集や情報発信に関する伴走支援を受けることができます

なお、本プログラムは、当財団が採択団体に代わってすべての寄付募集を行うものではありません。採択団体自身が、団体の関係者、支援者、地域住民、企業等に対して、主体的に寄付を呼びかけることを前提とします。

4 募集期間

随時募集します。

申請を希望する団体は、まず当財団事務局へ事前相談を行ってください。事前相談後、申請書類を提出いただき、当財団において審査を行います。

ただし、申請状況、審査会の開催時期、事務局体制等により、審査結果の通知までに一定期間を要する場合があります。

5 対象となる団体

本プログラムの対象は、団体のみとします。個人は対象外です。

対象となる団体は、次のすべてに該当する団体とします。

- 1) 徳島県内に主たる事務所または活動拠点を有する団体、または徳島県内で継続的に活動している団体であること
- 2) 徳島県内の地域課題の解決、地域社会の活性化、公益的活動の推進に取り組む団体であること
- 3) 団体としての意思決定や会計管理を行う体制があること
- 4) 事業内容、実施体制、資金計画、活動実績等を説明できること
- 5) 当財団と連携し、寄付募集、広報、報告等に協力できること
- 6) 寄付募集に主体的に取り組む意思があること
- 7) 以下のいずれにも該当しない団体であること

＊ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

＊ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体

＊ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という。）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

- 8) 株式会社、NPO法人、一般社団法人、任意団体等法人格を問わず応募可能。ただし、助成対象は公益性・社会性のあるプロジェクトに限る。任意団体の場合は、規約、会則、役員名簿、会計管理の体制等を確認できることを条件とする。
- 9) 下記＜1＞＜2＞のいずれかで団体・事業の概要、及び財務状況が確認できる団体であること

※原則として＜1＞にて行い、困難な場合のみ＜2＞の対応をお願いします※

＜1＞ ①若しくは②の方法で内容の確認ができる

① HPで下記の団体情報が公開されていること〔最低限開示が必要な情報〕法人基礎情報（所在地、沿革、定款、連絡先等）、団体の目的、活動概要、役員名簿、財政・会計情報（過年度決算報告書）

② CANPANへ情報開示レベル★3つ以上で団体登録ができていること

※ CANPANとは日本財団および特定非営利活動法人CANPANセンターが運営する公益コミュニティサイトです（URL：<https://canpan.info>）

＜2＞ 書類での情報開示が可能であり内容の確認ができる「定款」「決算書」「報告書やパンフレット等の活動内容が分かる書類」の提出（コピー可）により、団体・事業の概要、及び、財務状況が

確認できる団体であること。設立１年未満で１期目の決算を終えていない法人及び任意団体で、上記書類が準備できない場合は、事業内容・運営体制・財務状況が分かる任意形式の書類をご提出ください。

6 対象となるプロジェクト

対象となるプロジェクトは、徳島県内の地域課題の解決、地域社会の活性化、公益的活動の推進に資するものとします。

次のすべてに該当するプロジェクトを対象とします。

- 1) 徳島県内の地域課題の解決、または徳島県内の地域社会の健全な発展に貢献するものであること
- 2) 非営利目的の公益的なプロジェクトであること
- 3) 目的、対象者、実施内容、実施体制、必要経費が明確であること
- 4) 寄付者や地域社会に対して、プロジェクトの意義や成果を説明できること
- 5) 寄付募集を通じて、応援者や協力者を広げる可能性があること
- 6) 原則として、寄付募集終了後１年以内に実施完了するプロジェクトであること

すでに実施中のプロジェクトであっても、今後必要となる経費について申請することができます。ただし、採択前に支出済みの経費については、原則として対象外とします。

7 助成金額・寄付募集目標額

寄付募集目標額は、プロジェクトの内容、必要経費、実施体制、寄付募集の実現可能性等を踏まえ、採択団体と当財団が協議のうえ決定します。

助成金額は、当該プロジェクトに対して実際に集まった寄付金額を上限とし、当財団が定める運営管理費を差し引いた額とします。

ただし、寄付額が目標金額に達しなかった場合及び超過した場合は、原則として集まった金額の範囲内で事業内容・規模・実施方法を見直し、再設計したうえで実施していただきます。

再設計後の計画は、当財団と協議のうえ決定します。

寄付募集目標額を超えて寄付が集まった場合の取扱いについては、採択時または寄付募集終了時に、採択団体と当財団が協議のうえ決定します。

8 運営管理費

当財団は、寄付募集ページの運営、寄付金の入金管理、領収書発行、広報支援、助成金交付、報告支援、決済手数料、システム利用料等に必要な費用として、集まった寄付金の一部を運営管理費として申し受けます。

運営管理費は、寄付金額の２０％を基本とします。

運営管理費の率および対象となる費用については、採択時に当財団と採択団体が確認し、必要に応じて確認書等により定めます。

9 寄付募集期間

寄付募集期間は、原則として3か月以内とします。

具体的な寄付募集期間は、プロジェクトの内容、実施時期、寄付募集の計画等を踏まえ、申請団体と当財団が協議のうえ決定します。

やむを得ない事情がある場合、または当財団が必要と認める場合は、寄付募集期間を延長または短縮することがあります。

10 プロジェクト実施期間

プロジェクトの実施期間は、原則として寄付募集終了後1年以内とします。

ただし、プロジェクトの性質上、長期的な取り組みが必要な場合は、申請時にその理由、実施計画、資金計画を明記してください。

11 申請前相談

申請を希望する団体は、申請書類の提出前に、必ず当財団事務局へ事前相談を行ってください。事前相談は下記フォームよりお申し込みください。お申し込みいただいた後、事務局より日程等についてご連絡いたします。

<https://forms.gle/gqTMKxGhtgNFLjWL9>



12 申請方法

(1) 事前相談

とくしまコミュニティ財団事務局に、申請前に事前相談をお願いいたします。事前相談の申込方法は、「11 申請前相談」をご確認ください。

(2) 申請書の提出

以下の提出書類を下記アドレスまでメールでお送り下さい。

件名は『申請「プロジェクト指定基金助成 プログラム」』としてください。

メールアドレス info@tokukomi.org

提出書類一覧（チェックリスト）

	提出書類	要否
1	助成申請書（当財団ホームページよりダウンロード）	必須
2	団体の概要資料 PDF または画像ファイル（パンフレット、チラシ、写真等）	任意
3	定款 ※任意団体の場合は会則	インターネット上での情報開示 （CANPAN へ情報開示レベル★3 つ以上で団体登録等）が困難な方 ※事業開始までに団体登録をお願いします。
4	決算書 ※直近の事業年度の収支がわかるもの	
5	報告書やパンフレットなどの活動内容がわかる書類（コピー可）	

メールでの申請が困難な方は、当財団事務所まで郵送いただくか、直接事務所へご持参いただくことも可

能です。メールまたは電話にて事前にご連絡ください。

設立から間もない団体等で、提出できない書類がある場合は、事前相談時にご相談ください。

13 審査方法

申請内容について、当財団事務局による確認の後、当財団が設置する選考委員会において審査を行います。

審査にあたっては、提出書類の確認に加え、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出、申請内容の修正をお願いする場合があります。

審査の結果、採択、不採択のいずれかを決定します。

不採択となった場合でも、内容を見直したうえで再申請することができます。

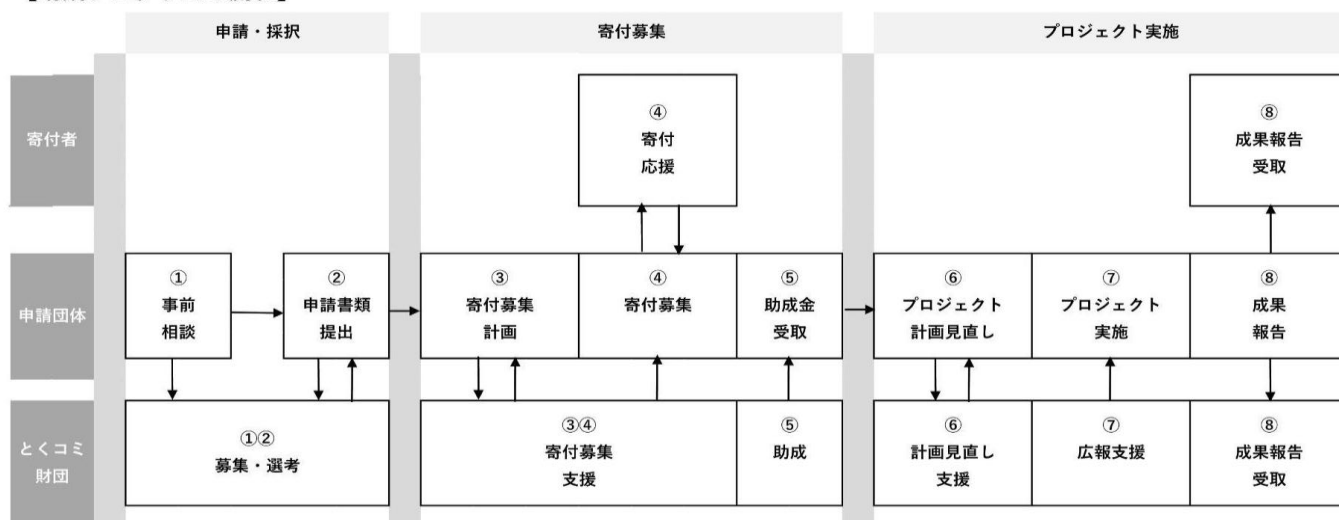
14 審査基準

審査では、主に次の項目を確認します。

寄付募集及びプロジェクト実施の観点		
1	公益性	徳島県内の地域課題の解決や地域社会の改善につながる内容であるか
2	必要性	支援を必要とする人や地域の実情を踏まえており、取り組む必要性が明確であるか
3	実現可能性	実施体制、スケジュール、予算が具体的であり、責任をもって実施できる内容であるか
4	寄付募集の可能性	寄付募集に主体的に取り組む意思と体制があるか
5	発信力・共感性	地域課題や活動内容を社会に発信し、共感や応援を広げる可能性があるか
6	継続性・波及効果	一時的な取り組みにとどまらず、活動の継続や地域への波及効果が期待できるか
7	団体の信頼性	団体の運営体制、会計管理、情報公開の姿勢が確認できるか
8	財団の目的との整合性	公益財団法人とくしまコミュニティ財団の理念および公益目的に合致しているか

15 助成プログラムの流れ

【助成プログラムの流れ】



16 採択団体の役割

採択団体は、次の事項に主体的に取り組むものとします。

- 1) 申請したプロジェクトを責任をもって実施する
- 2) 寄付募集に必要な文章、写真、動画、活動情報等を当財団に提供する
- 3) 団体内で寄付募集に取り組む体制を整える
- 4) 団体の関係者、支援者、地域住民、企業等に対して寄付を呼びかける
- 5) 寄付募集期間中、活動状況や寄付のお願いを SNS 等で週 1 回程度発信する
- 6) 当財団との打ち合わせ、進捗確認、広報活動等に協力する
- 7) 寄付者や地域社会へ、活動及び成果報告する
- 8) プロジェクト終了後、完了報告書および収支報告書を提出する
- 9) 当財団が行う報告会、広報、調査、評価等に協力する

17 財団の役割

当財団は、次の事項を行います。

- 1) 申請相談の受付
- 2) 申請内容の確認および審査
- 3) 採択プロジェクトの寄付募集計画の作成支援
- 4) 寄付募集ページの作成および公開
- 5) 当財団ウェブサイト、SNS、メールマガジン等による情報発信
- 6) 寄付金の受付、管理、決済処理
- 7) 寄付者への領収書発行等の事務
- 8) 助成金の交付
- 9) 必要に応じた寄付募集、広報、組織基盤強化に関する伴走支援

10) 寄付者および社会への報告支援

18 寄付金の取扱い・助成金交付について

当該プロジェクトに対して寄せられた寄付金は、当財団が受け入れ、管理します。

助成金は、原則として寄付募集期間終了後、寄付金額を確定し、運営管理費等を差し引いたうえで、採択団体が指定する口座へ終了日の翌月末日振り込みます。

助成金の交付にあたっては、請求書等の提出を求めます。

19 報告義務

採択団体は、プロジェクト終了後1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

- 1) 完了報告書
- 2) 収支報告書
- 3) 領収書等の証拠書類の写し
- 4) 活動写真、チラシ、成果物等
- 5) 寄付者への報告に使用できる文章、写真、参加者の声等
- 6) その他、当財団が必要と認める資料

また、寄付募集期間中およびプロジェクト実施期間中に、当財団が必要と認める場合は、中間報告を求めることがあります。

20 情報公開

採択されたプロジェクトについては、当財団ウェブサイト、SNS、メールマガジン、報告書等において、団体名、プロジェクト名、プロジェクト概要、寄付額、活動実績を公開します。

提出された写真・動画・成果物は、財団の広報・報告・寄付者説明に使用する場合があります。

氏名等の個人情報、提出された写真及び動画等、支援対象者のプライバシーに関わる情報については、採択団体が使用について本人に同意を得ること。

21 採択の取消し・助成金の返還

次のいずれかに該当する場合、当財団は採択の取消し、助成金の交付停止、助成金の減額、または返還請求を行うことがあります。

- 1) 申請内容に虚偽があった場合
- 2) 助成金を申請内容と異なる目的に使用した場合
- 3) プロジェクトの実施が著しく困難となった場合
- 4) 事前の相談なく、プロジェクト内容を大幅に変更した場合
- 5) 報告書類の提出がない場合
- 6) 法令または公序良俗に反する行為があった場合
- 7) 反社会的勢力との関係が判明した場合
- 8) その他、当財団が不適切と判断した場合

22 個人情報の取扱い

申請により取得した個人情報は、本プログラムの審査、連絡、採択後の管理、寄付募集、助成金交付、報告、広報、その他当財団の公益目的事業の実施に必要な範囲で使用します。

法令に基づく場合を除き、本人の同意なく目的外に使用することはありません。

23 その他

本要項に定めのない事項については、当財団と申請団体または採択団体が協議のうえ決定します。

また、本要項は、制度の運用状況、社会情勢、当財団の体制等に応じて変更する場合があります。

24 問い合わせ・申請先

公益財団法人とくしまコミュニティ財団 事務局

住所：徳島県徳島市仲之町二丁目 13 番地 テラッセンハイツ 102 号室

メール：info@tokukomi.org

ウェブサイト：<https://tokukomi.org/>

申請を希望する団体は、まずは事前相談をお願いします。